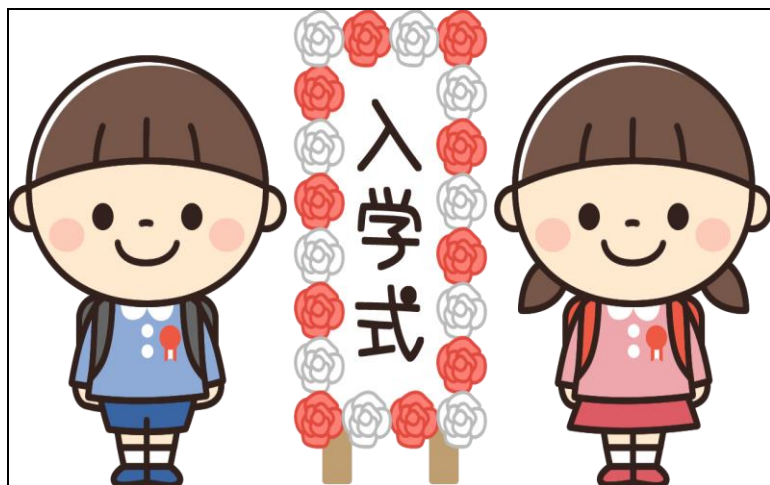


第七小P T A会則



令和五年度発行

東京都武蔵村山市大南二丁目七八の一

武蔵村山市立小中一貫校
大南学園第七小学校 P T A

本則

一 名称

この会は、武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校（以下、第七小学校とする）PTAと称し、事務所を第七小学校内におく。

二 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、子供たちの健全な成長発達を助けるとともに、会員の教養を高め、家庭・学校・地域社会の教育力の向上に努めることを目的とする。

（註一）

三 方針と性格

この会は、教育を本旨とする自主独立の団体であって、方針と性格は次のとおりである。

- 一 目的を同じくする他の団体と協力する。
- 二 特定の政党活動、宗教活動、営利活動はいつさい行わず、また、他からの干渉を受けない。
- 三 公私の選挙に際し、その候補者および推薦人は、この会の名およびこの会の委員、役員の名を使用してはならない。

四 活動

この会の目的を達成するために次の活動をする。

- 一 教育に対する理解を深めるための活動
- 二 児童の教育環境整備のための活動

細則

（註一）保護者とは、父母またはそれに代わる人をいう。

- 三 よい保護者、よい教職員になるための学習活動
- 四 その他本会の目的を達成するための活動

五 会員

- 一 この会の会員は、武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校に在籍する全児童の保護者（P）及び在籍する教職員（T）とする。
（註二）
- 二 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
（細則①）
- 三 会員は、七小在籍児童一名につき年額五〇〇円の会費を納入する。

六 役員

- 一 この会に次の役員をおく。
 - 会長 . . . 一名（P—一名）
 - 副会長 . . . 三名以上（P—二名以上、T—一名）
 - 書記・会計 . . . 三名以上（P—二名以上、T—一名）

二 役員の仕事

会長 . . . この会を代表し、会務を総括する。総会、運営委員会、小委員会を招集する。

副会長 . . . 会長の補佐と運営の推進につとめ、会長に事故があるときはその任務を代行する。

書記 . . . 運営を円滑にするための諸事務、記録などを行う。

会計 . . . 会長の了承を得て現金の出納を行い、この会のすべての収支を

記録し、総会においては会計監査を経た決算報告をする。

（註二） P . . . 保護者（Parent）
T . . . 教職員（Teacher）
（以下P会員、T会員という）

（細則①） この会の決議に関する議決権は、一世帯一票とする。

（細則②）（イ）児童が大南学園第七小学校に入学・転入した時、その保護者は会員になる。以降、児童が在籍する間は会員とみなす。

（ロ）会費は入会した月より納入する。

（ハ）会費は原則として、年度当初の指定日までに一年分を前納する。

（ニ）転入の場合も七小在籍児童一名につき年額五〇〇円の会費を納入する。転出の場合の精算はない。

三 役員を選出

(イ) 一学年から五学年までの各学級一名以上の候補者を選び総会で承認を得る。(各学級から一名の候補者が出ない場合は、一学年あたりの候補者の人数が学級数×一名以上であればよい。)

(ロ) 役職は互選によるものとする。(細則④)

(ハ) P会員からの候補者はP会員側で、T会員からの候補者はT会員側で選出する。

(ニ) 役員選出に関する細則は別に定める。

(ホ) 互選会において役職を決める際には、会長を一名とする以外は、候補者が業務の分担を考えながら決める。

四 役員任期

任期は一年とし、再任は、妨げない。

新役員が選出されるまでの間は前任者が任務を継続する。

五 役員会

役員をもって構成し、つねにこの会の運営を把握し、運営委員会の議を経て、会務の円滑な推進をはかる。

七 会計監査委員

一 この会に会計監査委員三名(P二名、T一名)をおく。

二 会計監査委員は、この会の経理の状態を監査し、総会に報告する。なお必要に応じて会計監査をすることができる。

三 **会計監査委員は前年度書記・会計の2名が担う。**

四 会計監査委員の任期は一年とする。

(細則⑤)

(細則③) 公職選挙法による議員を推薦することはできない。

(細則④) 役員は他の役員、委員を兼ねることができない。ただし、特別委員会に関しては、この限りではない。

役員を選出に関する細則

選出管理委員会

(1) 選出管理委員会は、P会員三名以上、およびT会員より一名で構成し、互選により委員長一名を選出する。

(2) 選出管理委員会は、その構成の完了と同時に委員の氏名を全会員に公表する。

(3) 選出管理委員会は、**次年度**役員候補対象としない

(4) 役職の決定については互選とするものとし、選出管理委員会はその話し合いの場を設定し、立ち会って世話をする。

(5) 候補者の選出および役職の決定は、総会の約一ヶ月前までに終了し、全会員に公表する。

(6) 各候補者について、定期総会において承認を得るものとしその時点で選出管理委員会は任務を終了する。

(細則⑤) 会計監査委員は、必要に応じて会議に出席し、会計に関する意見のべることができる。ただし、議決には加わらない。

八 総会

一 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。定期総会および臨時総会とし、会長の招集により開催する。

二 定期総会は、年一回とし次のことを行う。

(細則⑥)

① 活動報告の審議と承認

② 決算報告の審議と承認

③ 活動計画の審議と承認

④ 予算の審議と承認

⑤ 役員・会計監査の承認

⑥ 会則改正

⑦ その他重要事項の審議

三 総会は全会員の三分の一以上の出席で成立する。ただし、委任状による出席を認める。

(細則⑦)

議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし会則改正については、三分の二以上の賛成を必要とする。

四 臨時総会は、運営委員会が必要と認められた時、または、全会員の五分の一以上から要求があった場合に開かなければならない。

五 総会に提出する議案書は、総会の十日前までに全会員に配布しなければならない。

(細則⑥) 通常、定期総会は、五月に行う。

(細則⑦) 委任状は、総会の成立を目的とするものである。

九 運営委員会

一 運営委員会はこの会の運営と活動に責任を持つ最高執行機関であり、役員および各学級委員で構成し、会長の招集により開催する。

(細則⑧)

二 運営委員会の任務は次のとおりである。

(イ) 活動計画案・予算案・活動報告・決算などを総会に提案する。

(ロ) 総会で決定された事項を執行する。

(ハ) 必要に応じて特別委員会を設置する。

(ニ) 細則の制定、改廃を行う。

(ホ) その他、必要と認められた事項を審議し執行する。

三 運営委員会は、構成員の三分の二以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を要する。

(細則⑨)

四 運営委員会は、原則として年三回以上開催する。また、運営委員会が必要と認めた時、構成員の三分の一以上からの要求があった場合は、臨時運営委員会を開かなければならない。

十 小委員会

一 小委員会は、役員、学年委員長その他委員会の委員長をもって構成し、会長の招集により開催する。

二 会員の要望意見を十分尊重し、計画推進および問題解決への企画立案などを行う。運営委員会、諸活動の推進と調整を行う。

三 小委員会は、この会の目的達成のため必要に応じて行うものとする。

(細則⑩)

(細則⑧)

運営委員会の内容は公開する。

(細則⑨)

(イ) 原則として学級委員のいずれかは必ず出席しなければならない。ただし、やむを得ず欠席する場合は代理出席を認める。

(ロ) 書面開催会議については、資料の一読をもって出席とみなす。

(細則⑩)

小委員会は、原則として構成員全員の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず欠席する場合は、学年委員会のP会員からの代理出席を認める。

十一 学級委員会

- 一 学級委員会は学級ごとに二名の学級委員を選び、担任の教師とともに構成する。
- 二 学級委員会は、学級委員会の招集により随時開き、学級会の運営にあたりるとともに、必要に応じて各委員会に提出する議題をまとめ、各委員会の決定事項の具体化推進を計る。

(細則⑪)

- 三 学級委員の任期は一年とし、再任は妨げない。新役員が選出されるまでの間は前任者が任務を継続する。

十二 学年委員会

- 一 同学年の学級委員会で構成する。
- 二 学年委員会は、学年委員長の招集により随時開き、学年会の運営ならびに同学年の連絡調整にあたり、会の発展に努力する。

(細則⑫)

(細則⑪) 学級会

- (イ) この会の目的達成のための話し合い機関として、各学級に学級会をおく。
- (ロ) 会の目標達成、性格に違反しない限り学級会での活動を計画し、執行する。ただし、関係学級その他との報告、連絡、相談を密に行うものとする。

(細則⑫) 学年会

- (イ) 学年ごとに組織した集まりを学年会という。
- (ロ) 学年共通の問題について学級会の意思を持ち寄り話し合う。

十三 特別委員会

- 一 特別な事項について、運営委員会が認めたときに設置され、その目的を達成したときに解散する。
(細則⑬)

十四 会計

- 一 この会の経費は会費でまかない、目的達成のため最小限の費用で運用を計る。
- 二 支出は、総会で承認された予算にもとづいて行う。
- 三 決算は会計監査を経て総会の承認を得る。
- 四 会計に関する細則は別に定める。
- 五 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終わる。

十五 弔慰規定

- 一、弔慰規定は次のとおりとする。
 - 一 会員死亡 金 五、〇〇〇円
 - 一 児童死亡 金 五、〇〇〇円
 - 一 会員の配偶者死亡 金 五、〇〇〇円
- 二、不時の災害などの場合には次のとおりとする。
 - 一 火災見舞い金 金 五、〇〇〇円
 - 一 その他の場合には運営委員会で決定する。

(細則⑬) 当会は、当会の趣旨に賛同する役員経験者や転勤・退職した

校長および教職員を顧問として委嘱し、会議や催しに招請することができる。顧問の任免は、役員会が合議で行う。

役員会は、顧問の名簿録を整備し、常備する。

会計細則

- 一 予算案は次の手順に従って作成する。

役員会は年度末に次年度予算案の資料を作成し、総会に提出のうえ、承認を得る。

- 二 予算執行について

(一) 学級・学年活動費は、年度当初に一括して先渡しし、執行は各担当者の責任において行い、年度末に決算する。ただし、学年活動費および学級活動費の流用は学年委員会の議を経て行う。

(二) 予備費の支出および費目の流用は運営委員会の議を経て行う。

- 三 決議と監査について

会計は決算書を作成し、関係帳簿、出納証拠書類を提出し、会計監査を受け総会の承認を得る。

十六 付則

- 一 この会の会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は総会の十日前に全会員に知らせなければならない。
- 二 この会の会則を補充する細則を変更しようとするときは、本則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。ただし、改正案は、運営委員会開催日の十日前に各構成員に知らせておかなければならない。運営委員は細則の改廃の結果を次期総会に報告しなければならない。
- 三 学校長は、学校運営にPTA活動が関係を持つてくる場合は、必要に応じて、各委員会に出席でき意見をのべることができる。

四 この会則は、

- 昭和五十年六月六日 制定施行する。
- 昭和六十一年二月十五日 一部改正（名称変更など）施行する。
- 昭和六十三年二月二十日 一部改正（総会）施行する。
- 昭和六十三年二月十七日 全面見直し一部改正施行する。
- 平成四年三月二十一日 一部見直し改正施行する。
- 平成四年五月二十三日 一部見直し改正施行する。
- 平成五年五月二十二日 一部見直し改正施行する。
- 平成十年四月十八日 一部見直し改正施行する。
- 平成十一年二月十八日 一部見直し改正施行する。
- 平成十三年五月十九日 一部見直し改正施行する。
- 平成十三年九月二十九日 一部見直し改正施行する。
- 平成十四年三月十四日 一部見直し改正施行する。
- 平成十七年五月十三日 一部見直し改正施行する。
- 平成十八年五月十二日 一部見直し改正施行する。
- 平成二十一年五月八日 一部見直し改正施行する。
- 平成二十八年一月 小中一貫校開校にて名称変更施行する。
- 平成二十八年十二月八日 一部見直し改正施行する。
- 令和四年四月一日 全面見直し一部改正施行する。
- 令和五年四月一日 一部見直し改正施行する。**